

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を
定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年5月10日

紀の川市長 岸 本 健

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備 考
集5-11	紀の川市切畑 字葛城969-75	8-ロ-14, 15 8-ハ-3	山林	0.4472	公告の日から5年を 経過する日	

2 縦覧場所 紀の川市農林商工部林務課 紀の川市ホームページ (<http://www.city.kinokawa.lg.jp>)

3 本公告により、紀の川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ 設定される。